令和９・10 年度 御前崎市入札参加資格審査申請書提出要項

御前崎市が執行する建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品・役務の入札に参加するためには、定められた期間内に必要な申請書類を提出して審査を受け、入札参加者名簿に登録されていることが必要です。

１　受付期間

令和９年１月５日（火）から令和９年２月１日（月）まで（消印有効）

２　提出方法及び提出部数

(1) 提出方法

電子申請または郵送

ただし、市内事業者及び準市内事業者に限り持参による申請が可能です。

（持参の場合は、平日 9：00～12：00、13：00～16：30 が受付時間です）

(2) 提出部数　１部

申請書類はダブルクリップ止め（ホッチキス止め等は不可・ファイル綴じ不要）

３　提出先（問い合わせ先共通）

(1) 電子申請の場合

市ホームページ掲載の申請サイトにより申請

(2) 郵送または持参（市内事業者及び準市内事業者に限る）の場合

〒437-1692　静岡県御前崎市池新田 5585 番地　（市役所本庁舎２階）

御前崎市役所 総務部 財政課 契約係

電話番号:0537-85-1112　FAX:0537-85-1137

４　入札参加者の資格要件

共通事項	(1) 地方自治法施行令第 167 条の４第１項各号の規定に該当する者でないこと。 (2) 資格審査申請書の提出日における、継続して同一の事業を営んでいる年数が２年以上であり、12 か月分の決算が確定していること。 (3) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等を受けていること。 (4) 市税、法人税（所得税）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。 (5) 次のいずれにも該当しないこと。 ア 役員等が暴力団員等であると認められる者。 イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。 ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。

	エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。 オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。
建設工事	(1) 経営事項審査を受けていること。 (2) 社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に事業所単位で加入している（適用除外は除く）こと。

5　測量・建設コンサルタント等における法令上登録が必要とされている業務

測量業者	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条による登録
建築士事務所	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第２条による登録
地質調査業者	地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第２条による登録
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第２条による登録
不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条による登録
土地家屋調査士	土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第８条による登録
司法書士	司法書士法(昭和 25 年法律第 197 号)第 8 条による登録
計量証明事業者	計量法（平成４年法律第 51 号）第 107 条による登録

※登録を受けている場合は、該当する登録証明書等（コピー可）を添付してください。

6　資格の有効期間

令和９・10 年度（令和９年４月１日～令和 11 年３月 31 日）

7　提出書類等

・建設工事･･･チェックリスト【建設工事】のとおり
・測量・建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ等･･･チェックリスト【測量・建設コンサルタント業務】のとおり
・物品・役務･･･チェックリスト【物品・役務の提供】のとおり

8　地域区分

(1) 市内事業者
御前崎市内に本社を有する者
(2) 準市内事業者
御前崎市内に委任先の営業所等を有する者
(3) 近隣事業者
掛川市、菊川市、牧之原市内に本社又は委任先の営業所等を有する者
(4) 県内事業者
静岡県内に本社又は委任先の営業所等を有する者
(5) 県外事業者
静岡県外に本社又は委任先の営業所等を有する者

９　その他注意事項

(1) 御前崎市発注以外に御前崎市立総合病院、御前崎市消防署、御前崎市牧之原市学校組合立御前崎中学校及び東遠広域施設組合が執行する入札に参加を希望される場合においても御前崎市の登録が必要です。

(2) 提出書類に不備の無い状態で期限までに受付が完了したものが有効となります。電子申請の場合で不備があった場合は、システムの都合上、一度ご提出いただいたデータを修正することができませんので、再度申請いただくか、郵送により不備の対応をお願いします。郵送の場合は、十分に余裕をもって申請をするようにお願いします。

(3) 受付期間に有効に受付がされなかった申請書類等については返却いたしません。なお、原則、機密文書として溶解した上で廃棄処分しますのでご承知おきください。

(4) 入札参加資格登録の完了を示す決定通知書等の送付は行っておりません。３月に最新の入札参加資格登録事業者情報を御前崎市公式ホームページに掲載しますので、ご確認をお願いします。

　なお、申請書受領確認をご希望される場合は、返信用封筒又は返信用ハガキ（切手を貼り付け宛先を記入したもの）を同封してください。切手等が同封されていない場合、返送できませんのでご注意ください。